

京都地区交通バリアフリー
移動円滑化基本構想に基づく

道路特定事業計画

交通安全特定事業計画



京都市建設局道路部道路維持課
京都府警察本部交通部交通規制課

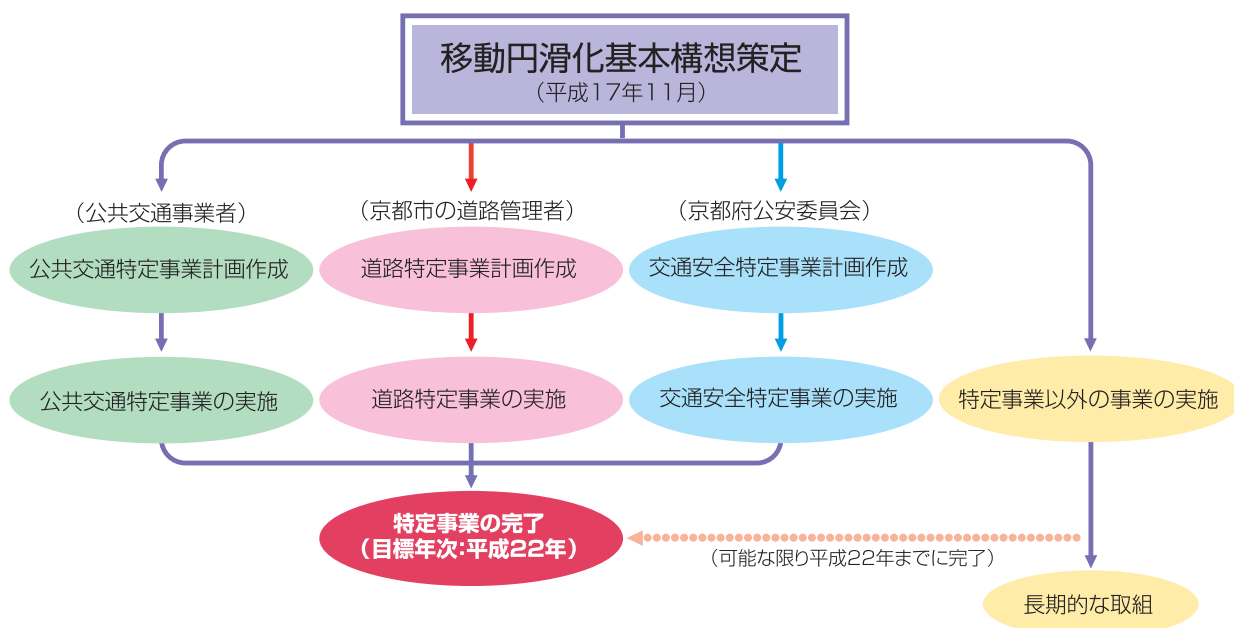
道路特定事業計画・交通安全特定事業計画を策定しました

京都市では、高齢者や身体に障害のある人などが、市内を安全・快適に安心して移動できる交通環境を整備するための様々な施策に取り組んでおり、その一環として、「京都地区」を対象に、「京都地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」を平成17年11月に策定致しました。

これらを受け、基本構想に定められた重点整備地区内の特定経路等^{*}について「道路特定事業計画」「交通安全特定事業計画」を、学識経験者、高齢者・障害者団体の代表者、地域の代表者、公共交通事業者、行政関係者等の意見を踏まえながら策定致しました。

^{*} 特定経路とは、駅から駅周辺の主要施設を結ぶ歩道等であり、バリアフリー化を実施する経路です。

重点整備地区におけるバリアフリー化推進の流れ



特定事業に基づくバリアフリー化を推進

●「道路特定事業」とは

京都市の道路管理者が実施する旅客施設周辺の道路において段差や勾配の改善などを行う事業のうち、必要性、緊急性の高い事業をいいます。

●「交通安全特定事業」とは

京都府公安委員会が実施する旅客施設周辺の道路において音響式信号機の設置などを行う事業のうち、必要性、緊急性の高い事業をいいます。

● いつごろ完成するのか

バリアフリー化事業の完了目標年次は、平成22年(2010年)を基本とし、以下の区分に基づいて事業を実施していきます。

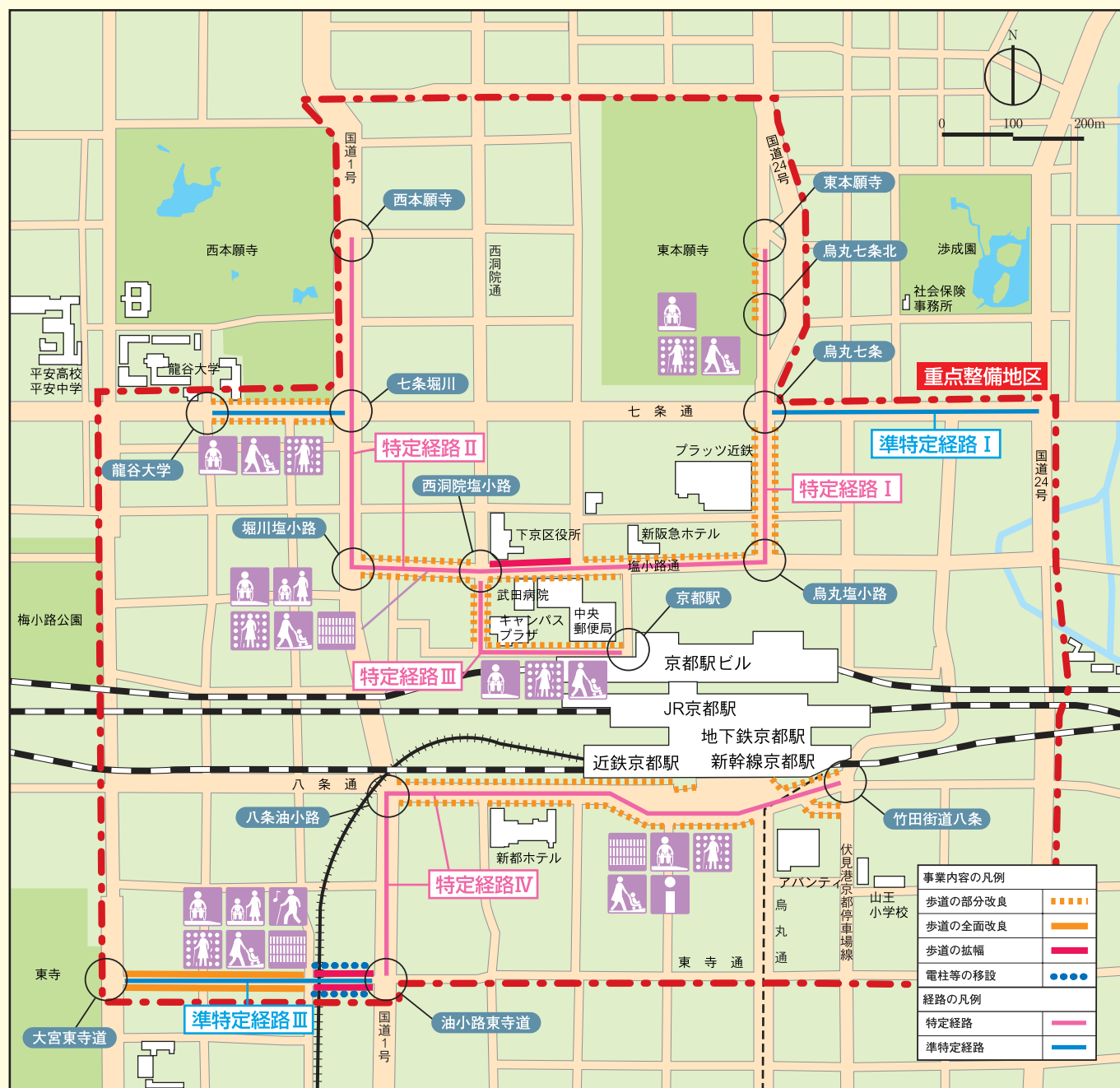
(1) 特定事業の目標年次

特定事業の完了目標年次は、平成22年(2010年)とします。

(2) 特定事業以外の事業の目標年次

特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年(2010年)までに完了するよう努めるとともに、平成23年以降を含めた長期的な取組も進めていくものとします。

●道路特定事業計画・交通安全特定事業計画



車の乗入部の平坦化

平坦部1m未満

平坦部(横断 勾配2%以下)
1m以上確保(可能な限り広くする)

切り下げ
2%以下
15%以下

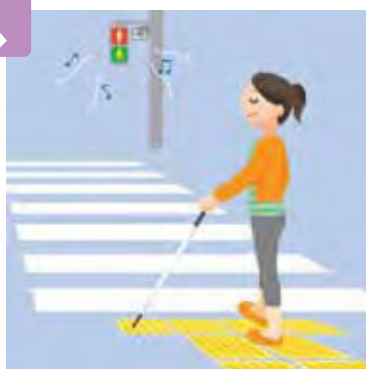
歩道の拡幅

横断の勾配が急で狭い

人と車いすがすれ違える幅に広げる



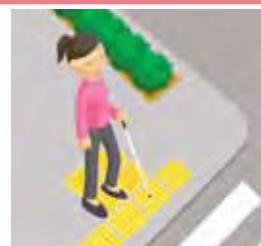
既設信号機への視覚障害用付加装置の整備



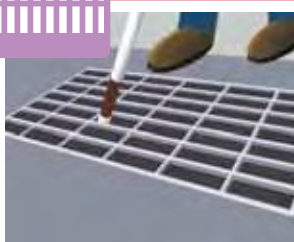
わかりやすい案内サインの検討



視覚障害者用誘導ブロックの改良



側溝のふたの改良



目が粗いと杖などが
すき間に入り危ない。



目が細かいので杖などが
すき間に入らない。



歩車道の段差解消



●市民の皆様の意見を基に作成しました

本事業計画は、平成16年度の「京都地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定」の段階から市民の意見を基に策定しています。また、平成17年1月には、高齢者、障害のある人、地元の代表の方の参加による現地踏査を実施し、幅広い意見をもらっています。



歩道の現地踏査



意見交換のためのワークショップ

バリアフリー経路に位置付けられていない道路の整備について

バリアフリー^{*}経路に位置付けられていない道路についても重点整備地区内外を問わず、道路の新設及び改良を行う際の歩道整備は、可能な限りバリアフリー対応としていきます。

^{*} バリアフリー経路とは、駅と周辺の主要施設を結ぶ経路のうち、バリアフリー化のための事業を行う経路です。

バリアフリー化推進に向けて

道路特定事業で実施した道路をより使いやすく維持していくためには、市民一人一人の理解と協力が必要です。特に、歩道等における自転車の放置や違法駐車等の防止及び移動円滑化されている経路、施設に関するソフト的施策も同時に進めていく必要があります。また、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携した施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。そのためには、「京都地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」で示されているような対策を道路施設整備事業と同時に進めていく必要があります。

バリアフリーの状況に関する情報提供

違法駐車・駐輪・看板類の設置等、歩行者の円滑な移動を
阻害する行為の防止に関する広報、啓発、指導活動

高齢者や障害のある人の介助に関する啓発、交流、介助体験、擬似体験等

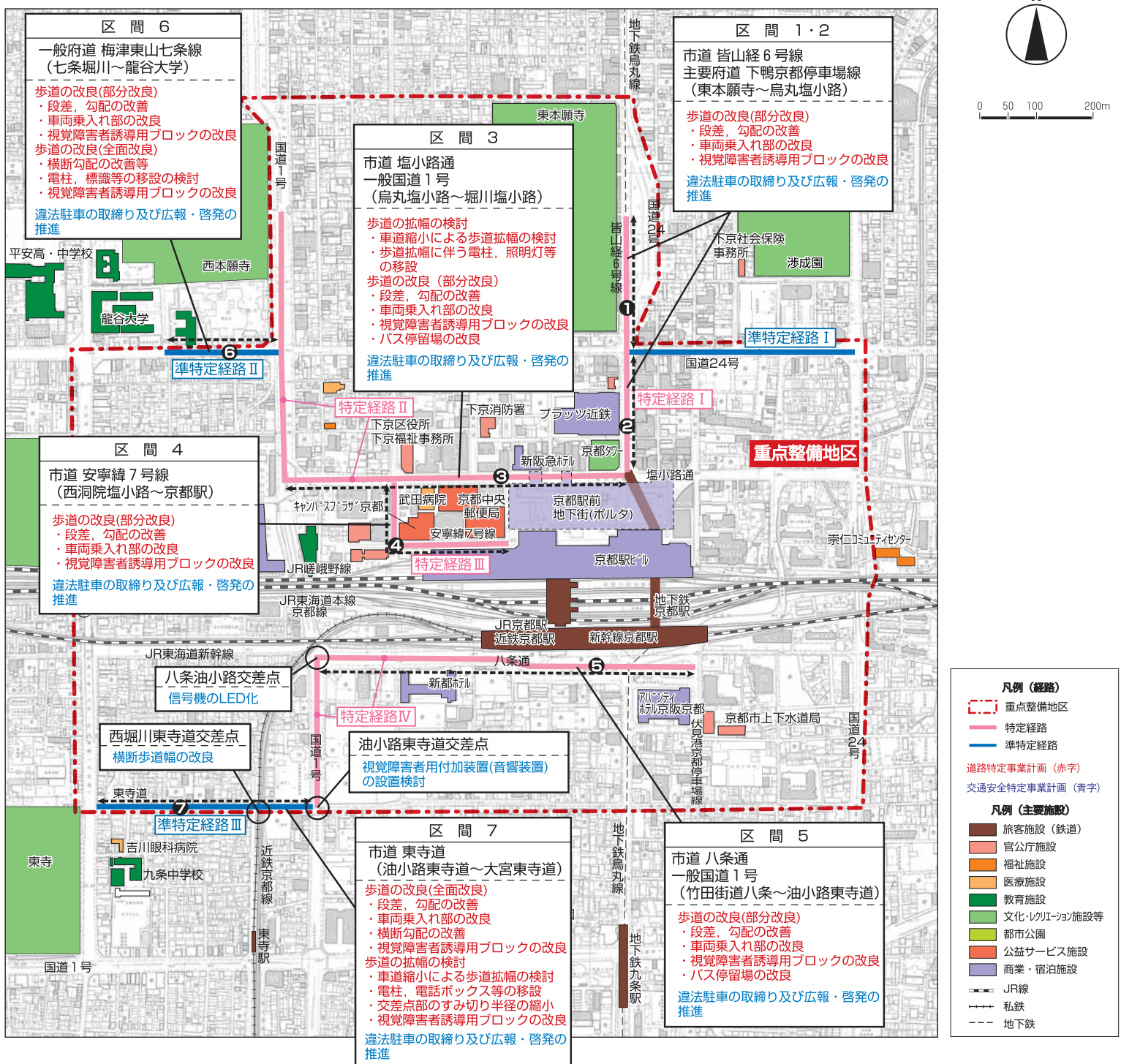


自転車等撤去強化
区域の警告看板



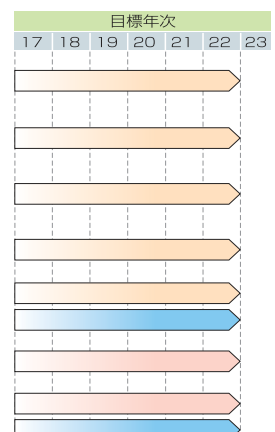
啓発チラシ

交通バリアフリー特定経路・準特定経路における事業内容

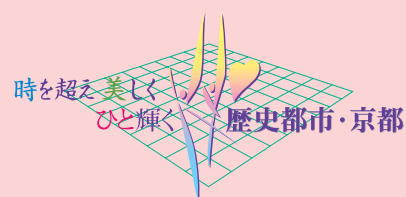


整備目標
年次

路線種別	路線名	区間	事業内容
特定経路Ⅰ	主要府道下鴨京都停車場線 (通称: 扁丸通) 皆山経6号線	① 区間1 ② 区間2	・歩道の改良(部分改良)
特定経路Ⅱ	塩小路通	③ 区間3	・歩道の改良(部分改良、一部歩道の拡幅の検討)
特定経路Ⅲ	安寧緯7号線	④ 区間4	・歩道の改良(部分改良)
特定経路Ⅳ	八条通	⑤ 区間5	・歩道の改良(部分改良) ・既設信号機への視覚障害者用付加装置の整備 ・信号機のLED化
準特定経路Ⅱ	一般府道梅津東山七条線 (通称: 七条通)	⑥ 区間6	・歩道の改良(全面改良、一부분改良)
準特定経路Ⅲ	東寺道	⑦ 区間7	・歩道の改良(全面改良、一部歩道の拡幅の検討) ・横断歩道幅の改良



ただし、整備目標年次は現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更することがあります。赤字＝道路特定事業計画 青字＝交通安全特定事業計画



**京都地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想に基づく
道路特定事業計画・交通安全特定事業計画**

京都市建設局道路部道路維持課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地
TEL (075) 222-3568 FAX (075) 213-0193

京都府警本部交通部交通規制課都市交通対策係

〒602-8550 京都市上京区下立売通 釜座東入数ノ内町85-3
TEL (075) 451-9111

2006年(平成18年)3月発行 京都市印刷物 第174458号

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています